写

川監委第５０５０号
令和８年１１月２７日

川　越　市　長　森　田　初　恵　様
川越市議会議長　片　野　広　隆　様

川越市監査委員　岡　田　昭　文
同　　石　川　隆　二
同　　山　木　綾　子
同　　中　原　秀　文

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第１　基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第２　監査の対象

出資団体

川越都市開発株式会社

所管部局

総合政策部　政策企画課

１　組織

川越都市開発株式会社の組織は、役員として、取締役会長、代表取締役社長、取締役６名、監査役２名のもと、５名の職員を置いている。

２　事業の概要

川越都市開発株式会社は、市街地再開発事業により建設された商業施設ビル「アトレ」の管理運営、アトレ管理組合及び川越東口共有組合並びにアトレテナント会の運営に関する受託業務、共有権者が所有する共有床の賃貸借、店舗の販売促進に関する企画、調査、研究及び指導などの事業を行っている。

３　市との関係

川越市は、川越都市開発株式会社に対して、４８，０００，０００円を出資している。

第３　監査の期間

令和８年６月２９日から令和８年１１月２７日まで

第４　監査の方法

令和７年度及び令和８年度（４月から７月まで）の当該団体に係る出納及びその他の事務の執行が適正に行われているか否かを監査重点事項とし、事前に監査資料及び関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第５　監査を実施した監査委員

岡田昭文、石川隆二、山木綾子、中原秀文

第６　監査の結果

監査重点事項の出資団体に係る出納及びその他の事務については、関係法令、

定款等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められた。

　事務処理上留意すべき点で軽微なものについては、監査実施の際口頭で述べたが、今後も適正な執行に努められるよう要望する。